

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

整理番号	39
(管理番号	39)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

## 提案事項(事項名)

選挙結果に関する調査・報告事務に係る全国共通のオンラインシステムの導入等

## 提案団体

秋田県、能代市、大館市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、大仙市、三種町、八郎潟町、大潟村、羽後町、山形県、三重県、大阪府、岡山県、全国知事会

## 制度の所管・関係府省

総務省

## 求める措置の具体的内容

選挙に関する「諸事項の調査」や「結果報告(確定報告)」等の照会において、各市町村が直接入力できる全国共通のオンラインシステムを導入すること等により、都道府県における集計事務や市町村の入力事務の効率化を図ること。  
また、選挙に関する各種照会の内容を精査し、重複するなど不要な調査項目の削減について検討すること。

## 具体的な支障事例

国政選挙及び統一地方選挙が執行される際、総務省から各都道府県に対し、「諸事項の調査」や「結果報告(確定報告)」の照会など、当該選挙に係る各種実績等の報告依頼があるが、各都道府県は管内市町村の回答(エクセルデータ)を調査項目(エクセルシート)ごとに転記・集計・点検し、県計の1つのデータにまとめて総務省に回答する必要がある。その際、都道府県は調査項目数×市町村数の転記・集計・点検処理を行う必要があり、事務負担が大きい。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県による市町村集計事務が不要となるだけでなく、システムによるエラーチェックや自動集計等が可能となれば、市町村の回答入力事務の簡素化や国による全国集計の業務量の軽減が期待されるなど、選挙結果に関する調査・報告事務の効率化が図られる。

## 根拠法令等

公職選挙法第6条第2項  
第26回参議院議員通常選挙に係る諸事項の調査について(令和4年6月16日付け総行管第404号総務省自治行政局選挙部管理課長)  
参議院議員通常選挙に係る結果報告(確定報告)について(令和4年12月19日付け総行管第1098号総務省自治行政局選挙部長)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、花巻市、宮城県、茨城県、相模原市、浜松市、守口市、兵庫県、鳥取県、高知県、熊本市

○当県では市町村から提出されたエクセルの内容を、地域振興局が確認の上報告用のエクセルに転記し、その後選挙管理委員会で確認する作業を行っている。エクセルシート数十ページ×77市町村の作業が必要となっており事務負担が大きいと、事務の効率化が必要である。

## 各府省からの第1次回答

御提案を踏まえ、事務の効率化を図る観点から、「諸事項の調査」や「結果報告（確定報告）」のオンライン上での報告について検討する。またその際に、調査項目の削減について、具体的な提案を踏まえながら検討する。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県及び市町村の選挙管理委員会においては、各選挙の管理執行のみならず、投票率の向上に向けた主権者教育の充実など多様な業務に限られた人員で対応している。  
特に、小規模な市町村では職員が選挙管理委員会事務局と総務課や監査委員事務局等を併任するケースもあることから、事務の継続性を担保する観点からも選挙事務全般の効率化は喫緊の課題である。  
選挙結果の報告事務は、調査項目の多さと集計の煩雑さが大きな負担となっていることから、事務の効率化に資するオンライン報告の導入と調査項目の削減を早急を実現すべく、そのスケジュール感を示していただきたい。  
また、調査項目の削減については、「諸事項の調査」や「結果報告（確定報告）」の各項目で内容が重複していることの視点はもとより、両調査等の項目についてトータル的に見直していただきたいと考えており、具体的にどのような方法や視点で削減の検討を進めていく意向であるかについてもお示しいただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考える。  
地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。

## 各府省からの第2次回答

オンライン上での報告を可能とするため、令和7年度から運用予定の「投・開票速報オンラインシステム」に、「諸事項の調査」や「結果報告（確定報告）」の入力、集計（エラーチェックを含む。）及び報告機能を追加することを検討している。

調査手法、調査時期及び調査項目については、これまでも選挙制度の改正等を契機に必要な見直しを行っているところであるが、当該システム運用後の状況を踏まえながら、引き続き検討を続けて参りたい。

## 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

### 4【総務省】

(5)公職選挙法(昭25法100)

(ii)国政選挙に関する諸事項の調査及び結果報告(確定報告)(6条2項)については、令和7年度から投・開票速報オンラインシステムを活用し、オンラインにより行うこととする。また、調査項目の見直しについては、地方公共団体の事務負担を軽減するための方策を引き続き検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。